

目的

お茶の水女子大学グローバル COE 研究倫理規程（以下、本規程）は、研究者の専門的な責任と行為の基礎をなす原理、および倫理的基準を定めるものである。

本規程は、研究者が依拠すべき理念、遵守すべき義務、共有すべき価値を述べたものである。その主な目的は、研究者および研究に関係する個人や集団の権利と利益を保護することにある。

1. 誠実性

- 1-1. 研究者は、教育や調査、社会的貢献等の専門的活動において、正直かつ公平でなければならない。故意に嘘をついたり、誤誘導を行ったり、他者を欺いたりしてはならない。
- 1-2. 研究者は、自らの不注意によって、虚偽の主張を為したり、他者を騙したりする結果にならないよう、常に細心の注意を払わなければならない。
- 1-3. 研究者は、自らの研究が一般社会や人々に持つかも知れない影響力について注意し、必要であれば、想定し得る波及的効果について予防措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 法・規範の遵守

- 2-1. 研究者は、研究を実施する国々の法律を遵守し、大多数の人々に支持されているような倫理・規範を尊重しなければならない。
- 2-2. 研究者は、学問的研究に対する一般社会の信頼を損なうことのないよう、最大限に注意しなければならない。

3. 他者の権利や尊厳の尊重

- 3-1. 研究者は、あらゆる人々の権利と尊厳を尊重しなければならない。人々を性・年齢・人種・エスニシティ・国籍・宗教・性的傾向・障害・家族関係などによって差別的に取り扱ってはならない。
- 3-2. 研究者は、たとえ自分自身のそれとは異なっても、人々の固有の文化的特徴や価値観、意見や態度などを最大限に尊重しなければならない。
- 3-3. 研究者は、自らの特定の信念体系・価値観等を可能な限り自覚するように努力し、それらが自らの専門的仕事に及ぼすかも知れない影響について注意深くあらねばならない。

4. 調査や実験の対象者の同意とプライバシーの保護

- 4-1. 研究者は、調査や実験において他者の協力・関与を得る必要がある場合には、研究の目的を損なわない限りで事前に適切な情報提供を行い、対象者・協力者の同意を得るように努めなければならない。対象者・協力者本人の同意を得ることが困難な場合にも、対象者・協力者の代理人や保護者から同意を得るように努めるべきである。
- 4-2. 研究者は、研究上やむを得ない場合を除いて、対象者・協力者の同意の範囲を越えると思われるような情報を、故意に暗黙のままで入手しようとしてはならない。
- 4-3. 研究者は、調査や実験を通じて知り得た個人情報および集団を特定する情報を漏洩させてはならない。データの収集と管理、研究成果の発表など研究プロセスの全般において、個人や集団に関する情報を特定可能な形で外部に流出させてはならない。

5. 公共の福祉への貢献

- 5-1. 研究者は、専門的活動において関与する人々の不利益やリスクを予防・回避するために最大限の努力をし、その人々の福祉に貢献できるように努めなければならない。
- 5-2. 研究者は、自らの研究が共同体・社会の中で行われ、そこにおける人々の理解と協力を必要とすることを強く自覚し、自らの専門的な知識や活動によって一般的な公共の福祉に貢献すべく努めなければならない。

6. 専門性

- 6-1. 研究者は常に自らの能力を最高水準に保つよう努力しなければならない。専門的能力を維持する為に、適切な専門的・技術的・制度的資源を活用し、たえず自己を訓練すべきである。
- 6-2. 研究者は自らの専門的知識の限界を認識しなければならない。教育・訓練・経験によって自らに適性があると看做せる職務のみを引受けるべきである。
- 6-3. 研究者は、自らの専門性を越える問題について、学生・研究協力者・依頼者等の利益の為に必要と考えられる場合には、適切な分野の他の専門家に相談しなければならない。

7. 研究者集団における責任

- 7-1. 研究者は、たとえ理論的・方法論的アプローチの仕方や実践的立場が相違する場合であっても、そのことによって他の研究者への尊重を欠いてはならない。
- 7-2. 他の研究者と協同する際には、とくに合理的理由のある場合を除いて、責任や権利について研究者間で平等に分ち合うよう努めるべきである。